

令和6年 No.7

○国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

現行の取扱いに則して整理することに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、役員会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月11日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和6年規程第4号

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程（平成27年規程第28号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学特定個人情報等に関する取扱規程の一部改正について

改正理由：現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(個人番号を取り扱う事務の範囲)</p> <p>第3条 本学において個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 役職員に係る個人番号関係事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 給与所得・退職所得の源泉徴収・特別徴収事務</li> <li>ロ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務</li> <li>ハ 雇用保険届出・申請事務</li> <li>ニ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務</li> <li>ホ 国家公務員共済組合法に基づく届出・申請事務</li> <li>ヘ 財産形成貯蓄の届出・申請事務</li> </ul> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織体制)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 本学内において、特定個人情報等を取り扱う各部局等に、特定個人情報等を取り扱う職員（個人番号が付された書類等を受領する担当者を含む。以下「事務取扱担当者」という。）を置き、その範囲は次表に定める者とする。次表に定める者以外の者は、特定個人情報等に係る事務に携わることはできない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保護担当者</th> <th style="width: 30%;">事務取扱担当者</th> <th style="width: 50%;">取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務課長</td> <td style="text-align: center;"><u>総務課法規係所属の職員及び総務課に所属する職員のうち総務課長が必要と認めた者</u></td> <td>第3条第1項第1号のイ～ホ 第3条第1項第2号のイ 第3条第1項第3号のイ (ただし、個人番号が付された</td> </tr> </tbody> </table>	保護担当者	事務取扱担当者	取り扱う事務の範囲	〔省略〕			総務課長	<u>総務課法規係所属の職員及び総務課に所属する職員のうち総務課長が必要と認めた者</u>	第3条第1項第1号のイ～ホ 第3条第1項第2号のイ 第3条第1項第3号のイ (ただし、個人番号が付された	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(個人番号を取り扱う事務の範囲)</p> <p>第3条 本学において個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 役職員に係る個人番号関係事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 給与所得・退職所得の源泉徴収・特別徴収事務</li> <li>ロ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務</li> <li>ハ 雇用保険届出・申請事務</li> <li>ニ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務</li> <li>ホ 国家公務員共済組合法に基づく届出・申請事務</li> <li>ヘ 財産形成貯蓄の届出・申請事務</li> </ul> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織体制)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 本学内において、特定個人情報等を取り扱う各部局等に、特定個人情報等を取り扱う職員（個人番号が付された書類等を受領する担当者を含む。以下「事務取扱担当者」という。）を置き、その範囲は次表に定める者とする。次表に定める者以外の者は、特定個人情報等に係る事務に携わることはできない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保護担当者</th> <th style="width: 30%;">事務取扱担当者</th> <th style="width: 50%;">取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務課長</td> <td style="text-align: center;"><u>総務課法規係所属の職員</u></td> <td>第3条第1項第1号のイ～ホ 第3条第1項第2号のイ 第3条第1項第3号のイ (ただし、個人番号が付された</td> </tr> </tbody> </table>	保護担当者	事務取扱担当者	取り扱う事務の範囲	〔省略〕			総務課長	<u>総務課法規係所属の職員</u>	第3条第1項第1号のイ～ホ 第3条第1項第2号のイ 第3条第1項第3号のイ (ただし、個人番号が付された
保護担当者	事務取扱担当者	取り扱う事務の範囲																	
〔省略〕																			
総務課長	<u>総務課法規係所属の職員及び総務課に所属する職員のうち総務課長が必要と認めた者</u>	第3条第1項第1号のイ～ホ 第3条第1項第2号のイ 第3条第1項第3号のイ (ただし、個人番号が付された																	
保護担当者	事務取扱担当者	取り扱う事務の範囲																	
〔省略〕																			
総務課長	<u>総務課法規係所属の職員</u>	第3条第1項第1号のイ～ホ 第3条第1項第2号のイ 第3条第1項第3号のイ (ただし、個人番号が付された																	

		書類の受領, 保管, 受渡事務に限る)			書類の受領, 保管, 受渡事務に限る)
〔省略〕			〔省略〕		
5	〔省略〕  〔省略〕  <u>附 則</u> <u>この規程は, 令和6年3月11日から施行する。</u>		5	〔省略〕  〔省略〕	